

---

**プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応****項目 第 535 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

**I. 本資料の目的**

1. 本資料は、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

**II. 四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否**

2. 長期的には中間会計基準等と四半期会計基準等が併存する状況は望ましくない  
ので、当初の予定通りこの解消を図っていくという事務局の提案に同意する。
3. 開発にあたっての基本的な方針及び中間会計基準等において経過措置として定められた取扱いの方向性について、事務局の提案に同意する。
4. 事務局の提案に同意する。有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、会計基準の原則としては洗替え法に揃えた方がよいと思うが、会計基準等の統合という本プロジェクトの目的からすると派生的な論点であり、本プロジェクトが現行実務の変更を企図していないことを踏まえると、事務局の提案は現実的で理解できると考える。
5. 利用者の立場からも事務局の提案に同意する。簡便的な会計処理については、前年度の実績値から著しく変動している場合には、見直し後の値を用いることになるので問題ないと考える。切放し法の適用についても、期中会計期間末で切放し法を適用するとの例外的な処理をした際には、その旨を開示した方がよいと考える。
6. 有価証券の減損処理に係る切放し法を例外的に認める理由の 1 つとして、「従前から期中会計期間末に切放し法を選択していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり、切放し法が企業の財政状態及び経営成績を正しく示すと判断して適用していたと考えられる。」という記述があるが、この理由を強調しすぎると、企業が切放し法の方が財政状態及び経営成績を正しく示すと判断した場合には、従前から切放し法を選択していなかった企業にも認めてよいのではという意見が出てくると思われる。したがって、この理由は記載しない方がよいと考える。

7. 有価証券の減損処理は洗替え法に揃えた方がよいと考えるが、企業に深刻な追加負担を負わせる可能性もあるので、期中会計期間末に切放し法を適用する企業に対しては、切放し法を適用した旨だけでなく、選択した理由も開示を求めているかどうか。

以 上